

福島県東日本大震災子ども支援基金給付金給付要綱

(平成24年2月16日制定)

(平成25年2月25日一部改正)

(平成25年2月7日一部改正)

(平成27年6月16日一部改正)

(平成28年6月20日一部改正)

(令和3年1月15日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。以下「震災」という。）により、保護者が死亡し、又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援を目的として給付する福島県東日本大震災子ども支援基金給付金（以下「給付金」という。）の申請手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱でいう「孤児」とは、両親若しくは単親の場合現に養育していた親が死亡又は行方不明となった児童であり、「遺児」とは、両親のうちいずれかが死亡又は行方不明となった児童とする。なお、震災発生前から両親がいない児童の場合、現に養育していた保護者の状況とする。

(対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 平成23年3月11日現在で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童であった者
 - (2) 平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、又は行方不明となっている者であって、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - (3) 前号の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた者
 - (4) 他の都道府県から、この要綱による給付金と同様の資金の給付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める者に対しては、給付金を給付することができる。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 月額金 一月を単位として給付し、生活や修学に必要な経費を支援するもの
- (2) 一時金 一時に給付し、就学や生活に必要な経費を支援するもの

(給付金額)

第5条 月額金の額は、次の各号ごとに定める額とする。

- (1) 未就学児 孤児30,000円、遺児20,000円
- (2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する者 孤児40,000円、遺児30,000円
- (3) 高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在籍する者 孤児50,000円、遺児40,000円
- (4) 高等学校（専攻科に限る。）、特別支援学校の高等部（専攻科に限る。）、大学、

大学院、高等専門学校（第4学年から第5学年及び専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者 孤児60,000円、遺児50,000円

- 2 前項の月額金の給付期間は、在籍する学校等の修業年限を限度とし、修業年限の定めのないものについては、知事が別に定める。ただし、入学資格が同一である学校等の2以上に在籍する者にあつては、いずれか長い修業年限を給付期間とする。
- 3 第1項の月額金は、震災時に胎児であつた者に対しては、誕生した日の属する月の翌月から、市町村が災害関連死として認定したことに伴い、第2条に規定する孤児又は遺児となつた者に対しては、保護者の死亡した日の属する月の翌月から給付するものとする。ただし、その事由が生じた日が月の初日の場合はその月からとする。
- 4 一時金の額は、次の各号ごとに定める額とし、その給付は、当該号ごとに同一人に対して1回とする。
 - (1) 小学校又は特別支援学校の小学部に入学する者 30,000円
 - (2) 小学校又は特別支援学校の小学部を卒業した者 50,000円
 - (3) 中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者 100,000円
 - (4) 高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程に限る。）を卒業した者、高等専門学校の第3学年を修了した者又はこれらに準ずると認められる者 300,000円

（給付の申請）

- 第6条 月額金の給付を受けようとする者は、新たに給付を受けようとする者にあつては、給付事由の発生後速やかに東日本大震災子ども支援基金給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、継続して給付を受けようとする者にあつては、給付を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの間に当該年度における東日本大震災子ども支援基金給付金現況届（様式第2号。以下「現況届」という。）を、学校に在籍している者にあつては、在籍する学校の長の証明を受け、知事に提出しなければならない。
- 2 一時金の給付を受けようとする者で、小学校に入学する者は、前年度の1月4日から2月末日までの間に、申請書を知事に提出しなければならない。卒業する者は卒業する年度の3月1日から翌年度の4月末日までの間に、申請書を、在籍し、又は在籍した学校の長の証明を受け、知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（給付の決定）

- 第7条 知事は、第6条第1項の規定による申請又は届出に基づき、月額金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、新たに給付を受ける者にあつては随時、継続して給付を受ける者にあつては毎年度6月末日までに、当該申請者又は当該届出者に対して、東日本大震災子ども支援基金給付金給付決定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。
- 2 知事は、第6条第2項の規定による申請に基づき、一時金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、申請のあつた日の属する年の5月末日までに、当該申請者に対して、通知書により通知するものとする。

（給付の方法）

- 第8条 月額金は、毎年度4月から7月までの各月分を7月20日までに、8月から11月までの各月分を11月20日までに、12月から翌年3月までの各月分を3月20日までに、第7条第1項の規定により給付の決定を受けた者（以下「1号受給者」という。）に給付するものとする。
- 2 一時金は、第6条第2項の規定による申請のあつた日の属する年の5月末日までに、第7条第2項の規定により給付の決定を受けた者（以下「2号受給者」という。）に給付するものとする。
 - 3 前二項に関わらず、知事は必要があると認めたときは、随時給付することができる。

(給付の決定の取消し等)

第9条 知事は、1号受給者又は2号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を行わないものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 給付金の給付を辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたと認められるとき。
- (4) その他給付金を給付することが適当でないと認められるとき。

(給付の停止)

第10条 知事は、1号受給者が休学したとき、停学の処分を受けたとき、長期にわたって学習を中断したと認められるとき又は給付金が給付の目的以外の用途に充てられていると認めるときは、月額金の給付を停止することができる。この場合、知事は、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を停止するものとする。

2 知事は、前項の停止の理由が消滅したと認めるときは、当該消滅した日の属する月から月額金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し等の通知)

第11条 知事は、第9条の規定による給付金の給付の決定の取消し又は第10条の規定による月額金の給付の停止を決定したときは、1号受給者又は2号受給者に対して、東日本大震災子ども支援基金給付金給付決定取消し（停止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 1号受給者又は2号受給者は、第11条の規定による給付金の給付決定の取消し又は停止の通知を受けた場合において、既に給付金が給付されているときは、取消し又は停止に係る額を限度に、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(必要事項の調査)

第13条 知事は、給付金の給付に関して必要な事項を調査することができる。

(届出)

第14条 1号受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、東日本大震災子ども支援基金給付金異動届（様式第5号）を、福島県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍し、又は在籍していた者にあつては、在籍し、又は在籍した学校の長の証明を受け、それ以外の者については直接、知事に提出しなければならない。当該受給者が提出できないときは、その保護者が提出するものとする。

- (1) 学校を退学、休学、復学、転学又は停学したとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 氏名又は住所に異動があつたとき。
- (5) 保護者に変更があつたとき。
- (6) 保護者の住所又は氏名に異動があつたとき。
- (7) 月額金の振込先に異動があつたとき。
- (8) 他の都道府県から、この要綱による給付金と同様の資金の給付の決定を受けたとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月16日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(平成23年度の特例)

2 平成23年度の月額金の給付の申請は、平成24年2月20日から3月31日までの間に行わなければならないものとする。

3 平成22年度中に第3条に該当し、かつ、第5条第3項各号のいずれかに該当した者に対しては、当該者の申請により、一時金を給付するものとし、その申請は、平成24年2月20日から3月31日までの間に行わなければならない。

4 知事は、前二項の規定による申請に基づき、給付金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して、第7条に規定する通知書により通知するものとする。ただし、振込みについては一括となるため、日付を別途表記する。

5 知事は、対象者の個別の状況に配慮し、申請及び給付の時期等について、必要に応じ協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月25日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成24年12月28日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前日までに、改正前の要綱の規定に基づき行われた申請、届出、決定通知等（以下「申請等」）については、改正後の要綱の規定に基づき行われた申請等とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行し、改正後の要綱の規定は、施行の日から適用する。